

參考資料

幼児教育の無償化に向けた取組の段階的な推進

家庭の所得にかかわらず、全ての子供に質の高い幼児教育を保障するために、幼児教育無償化を段階的に推進する。平成28年度は、低所得の 多子世帯及び ひとり親世帯等の保護者の負担軽減を図る。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進する。

平成28年度については、「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成27年7月22日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

【幼稚園就園奨励費補助 (補助率: 1/3以内)】

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

平成27年度予算額	32,341百万円
平成28年度所要額	34,527百万円
(対前年度)	2,186百万円増)
うち、子ども・子育て支援新制度の制度移行分を除いた文部科学省予算計上分	
平成28年度予算額	32,272百万円

1. 多子世帯の保護者負担軽減

所要額 18億円

うち、文部科学省予算計上分 14億円

市町村民税所得割課税額77,100円以下(年収約360万円未満相当)世帯について、多子計算に係る年齢制限(小学校3年生を上限)を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。

多子計算の年齢制限撤廃:

(現行) 小学校3年生を上限に子供の数を計算。

(改正) 年収約360万円未満相当世帯に限り年齢制限を撤廃。

【例: 年収約360万円未満相当世帯の3人兄妹の場合】

	(現行)	⇒	(改正)
14歳の長男 中学3年生	--- (カウント対象外)		第1子扱い (カウント対象)
5歳の長女 幼稚園年長組	第1子扱い		第2子扱い (保育料満額→保育料半額)
3歳の次男 幼稚園年少組	第2子扱い		第3子扱い (保育料半額→無償)



2. ひとり親世帯等の保護者負担軽減

所要額 4億円

うち、文部科学省予算計上分 3億円

市町村民税所得割課税額77,100円以下(年収約360万円未満相当)の世帯のひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子供について、保護者負担額の軽減措置を実施。

階層区分	現行		ひとり親世帯等	
	補助単価	保護者負担額(月額)	補助単価	保護者負担額(月額)
第 階層 市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯 (年収約270万円未満相当)	第1子 272,000円	3,000円	308,000円	0円(無償化)
	第2子 290,000円	1,500円	308,000円	0円(無償化)
第 階層のひとり親世帯等の保護者負担額を0円(無償)に引き下げ。				
第 階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下。 (年収約360万円未満相当)	第1子 115,200円	16,100円	217,000円	7,550円
	第2子 211,000円	8,050円	308,000円	0円(無償化)
第 階層のひとり親世帯等の保護者負担額を第1子は7,550円(月額)に、第2子は0円(無償)に引き下げ。				

補助限度額は保育料の全国平均単価(308,000円)。他の階層の補助単価は前年同額。
市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。
就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

義務教育段階の就学援助

経済的援助を受ける家庭の児童生徒数が急速に増加している(16人に1人(H7) 6人に1人(H25))。要保護者及び準要保護者の児童生徒に対して、就学に際して必要な援助を与えている。

1 就学援助の実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と明記されている。



2 就学援助の対象者

要保護者・・・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(平成25年度 約15万人)
準要保護者・・・市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
(平成25年度 約137万人) **【認定基準は各市町村が規定】**

3 要保護者等に係る支援

補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。 **【要保護児童生徒援助費補助金】**

補助対象品目：学用品費 / 体育実技用具費 / 新入学児童生徒学用品費等 / 通学用品費 / 通学費 / 修学旅行費 / 校外活動費 / 医療費 / 学校給食費 / クラブ活動費 / 生徒会費 / PTA会費

国庫補助率：1 / 2(予算の範囲内で補助)

平成28年度予算額：8億円(27年度予算額：8億円)

生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象。平成28年度以降についても適切に対応。
平成28年度から学用品費など8つの費目の単価を1つに大括り化し、単価を標準化することにより、地方公共団体の事務負担を軽減。



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼。

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業

フリースクール等で学ぶ経済的に苦しい家庭の不登校児童生徒の学習活動を支援する等のモデル事業を初めて実施。

【目的・概要】

平成27年度補正予算額 640百万円

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒の状況に応じた総合的な教育支援体制を構築するためのモデル事業を通じて、不登校児童生徒が自信を持って学べる教育環境を整備

【内容】

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援(経済面・学習面・連携強化)

経済的支援

フリースクール等で学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒の学習活動等に必要な経費(通学費、屋外での体験活動費など)を支援

学習支援

支援員が家庭訪問等を行うことにより学習状況等を把握し、状況に応じた学習支援・進路相談等を実施

教育委員会とフリースクール等の連携強化

教育委員会とフリースクール等の連携強化による不登校児童生徒への支援体制の構築

教育支援センター等の設置促進支援

教育支援センターの設置促進

教育支援センター(適応指導教室)など、不登校児童生徒の状況に応じた学習の場の設置促進のためのコーディネーターの配置等

経済的支援

センターで学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒の学習活動等に必要な経費(通学費、屋外での体験活動費など)を支援
ただし、 の事業とセットの場合のみ



【実施予定件数】

メニュー毎にそれぞれ10件モデル事業等
採択予定

【支援の流れ等】

国

委託費

都道府県等が行うモデル事業
(実施主体:市町村等)

高校生等への修学支援について

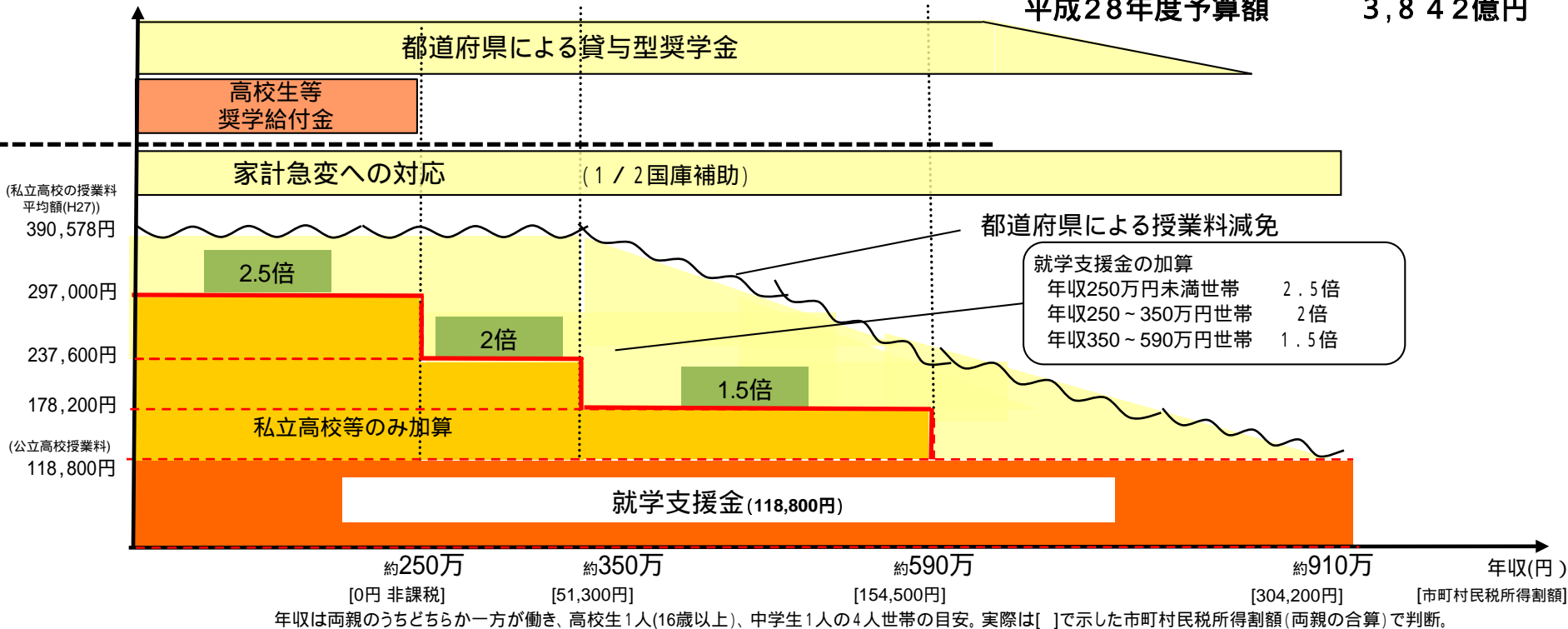
全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

趣旨

その他
教育費

授業料

(平成27年度予算額 3,909億円)
平成28年度予算額 3,842億円



高等学校等就学支援金等

平成28年度予算額 3,680億円 (平成27年度予算額 3,805億円)

平成26年度から学年進行により所得制限を導入した新制度に移行。(平成28年度は定時制・通信制の4年生のみ旧制度)

新制度の移行に伴う支給対象者の増減などを反映。

・旧制度(不徴収交付金・就学支援金)	1,312億円	(117万人)
・新制度(就学支援金)	+1,176億円	(+88万人)
・所得制限等に伴う事務費交付金の増	+10億円	

- 1 年収約910万円(市町村民税所得割額304,200円)以上の世帯の生徒等については、所得制限を設定。
- 2 年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については所得に応じて59,400円~178,200円を加算して支給。

高校生等への修学支援について

高校生等奨学給付金

平成28年度予算額 131億円（平成27年度予算額 79億円）

学年進行で着実に事業を実施するとともに、非課税世帯の給付額の増額を行うことにより、低所得世帯や多子世帯の教育費負担の軽減を図る。
（補助率 1 / 3）

充実内容

着実な事業の実施【32億円増】

学年進行（1～2年次 1～3年次）

26年度	27年度	28年度
3年次	3年次	3年次
2年次	2年次	2年次
1年次	1年次	1年次
15.7万人 （実績）	34万人 （見込）	47.8万人 （見込）

給付額の増額【20億円増】

非課税世帯（第1子）における給付額の増額

世帯区分	給付額（年額）
生活保護世帯 全日制・通信制	国公立 32,300円 私立 52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	国公立 37,400円 59,500円 私立 39,800円 67,200円
” （第2子以降）	国公立 129,700円 私立 138,000円
通信制	国公立 36,500円 私立 38,100円

多子世帯の更なる経済的負担の軽減（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

（例）私立学校に通う高校生が2人いる世帯

世帯合計	平成27年度	平成28年度	増減
	177,800円	205,200円	+ 27,400円
兄（第1子）	39,800円	67,200円	+ 27,400円
弟（第2子以降）	138,000円	138,000円	±0円

その他の高校生等への支援

平成28年度予算額 27億円（平成27年度予算額 19億円）

(1) 学び直しへの支援

高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して就学支援金に相当する額を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する（補助率 10 / 10）。

(2) 家計急変世帯への支援

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯の生徒に対し、国や都道府県が緊急の支援を行う場合、就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同様の支援を実施する（補助率 10 / 10、1 / 2）。

(3) 海外の日本人高校生への支援

海外の日本人学校等に通う日本人高校生についても、広く高等学校段階の学びを支援する観点から、就学支援金に相当する額を支給する（補助率 10 / 10）。

(4) 特別支援教育就学奨励費の充実

特別支援学校高等部の生徒の就学に必要な通学費、学用品費を援助する。

(独) 日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

無利子奨学金の貸与人員を増員(46万人→47.4万人)し、「有利子から無利子へ」の流れを加速させるとともに「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた検討を進める。

<平成28年度予算>

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、
無利子奨学金の貸与人員の増員や、「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速
 など、大学等奨学金事業の充実を図る。

平成28年度予算 貸与人員:131万8千人
事業費総額:1兆908億円
 (他に被災学生等分5千人・36億円)

「有利子から無利子へ」の流れの加速(無利子奨学金の拡充)

- 貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。

<貸与人員> 無利子奨学金 47万4千人(1万4千人増)

うち新規貸与者の増員分6千人(この他被災学生等分5千人)

(有利子奨学金 84万4千人(3万3千人減))

「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速

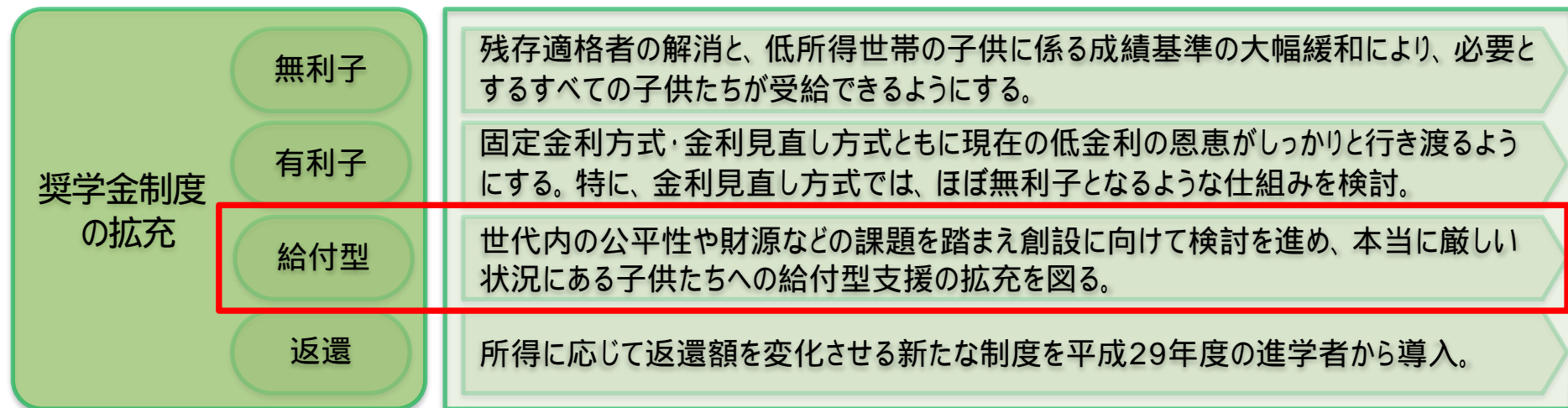
- 奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けて、詳細な制度設計を進めるとともにシステムの開発・改修に着手する等の対応を加速。

<システム開発・改修費> 5億円

平成27年度補正予算額 23億円を計上

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		47万4千人(1万4千人増) (他被災学生等分5千人)	84万4千人 (3万3千人減)
事業費		3,222億円(98億円増) (他被災学生等分36億円)	7,686億円 (280億円減)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金		政府貸付金 一般会計:880億円 復興特会:28億円	財政融資資金 7,944億円
貸与月額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	平均以上の成績の学生 特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 学修意欲のある学生
	家計	家計基準は家族構成等により異なる。(子供1人~3人世帯の場合)	
(28年度採用者)		一定年収(660万円~1,270万円)以下 貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等は全員採用	一定年収(840万円~1,650万円)以下
返還方法		卒業後20年以内 <所得連動返還型> 卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率		無利子	
		上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成28年3月貸与終了者)	
		利率見直し方式 (5年毎) 0.10%	利率固定方式 0.16%

ニッポン一億総活躍プラン概要 < 抜粋 >



< 文部科学省における今後の対応 >

義家文部科学副大臣をトップとする検討チームにおいて、有識者等も交えながら引き続き議論を進める

< 検討事項 >

対象者の選定、 同世代内での公平性、 給付の在り方、 財源の確保

国立大学・私立大学の授業料減免等の充実

国立大学の対象人数を5.7万人 5.9万人、私立大学を4.2万人 4.5万人等、各大学等における授業料減免への支援を充実させる。

背景・課題

高等教育への支出はその大半が家計負担に帰しており、経済的な理由により大学進学や入学後の修学の継続を断念するなどの例が顕在化。
学生が経済的な理由により学業を断念することがないよう、教育費負担軽減が急務。

(平成27年度予算額	: 392億円)
平成28年度予算額	: 406億円
{復興特別会計	7億円}
(内訳)国立大学法人運営費交付金(内数)	320億円(307億円)
{復興特別会計	-億円(4億円)}
私立大学等経常費補助金(内数)	86億円(85億円)
{復興特別会計	7億円(17億円)}

対応・内容

【対応】

各大学において授業料減免等が確実に拡充するよう、所要の財源・対応を国が支援し、学生の経済状況や居住地域に左右されない進学機会を確保。

【内容】

《国立大学》320億円〔復興特別会計 - 億円〕

意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、授業料免除枠を拡大する

免除対象人数:約0.2万人増 平成27年度:約5.7万人 → 平成28年度:約5.9万人

学部・修士:約5.1万人 → 約5.4万人(約0.2万人増)

博士:約0.6万人 → 約0.6万人

《私立大学》86億円〔復興特別会計 7億円〕

経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免を行う大学等への支援の充実を図るとともに、学生の経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等を支援する。

(減免対象人数:約0.3万人増 平成27年度:約4.2万人 → 平成28年度:約4.5万人)

政策目標

大学の授業料減免制度等を拡充し、教育費負担を軽減。

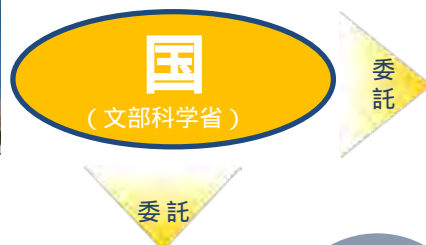
国民全員に質の高い教育を受ける機会を保障し、様々な分野において厚みのある人材層を形成。

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

【実施期間】 平成27年度～29年度【対象】 都道府県・調査研究機関

(前年度予算額: 305百万円) 平成28年度予算額: 305百万円



調査研究機関

データに基づき、施策効果等の分析・検証

- 生活行動の変化分析
- 進路実現の分析
- 効果的な経済的支援策の在り方検討 等

連携

データ集約

都道府県

1. 専門学校生に対する修学支援

- 修学支援アドバイザーの配置
 - ・ 財政的生活設計に対する助言
 - ・ 学生生活相談
 - ・ 就職相談 (特に出身地や学校所在地における就職)
 - ・ 経済的困難な生徒からの情報収集 等



2. 専門学校生に対する経済的支援

- ・ 対象人数: 約2,000人

3. 支援効果等に係る基礎データ収集

〔中途退学や就職内定率等のデータ収集 等〕

全ての専門学校から基礎データを収集する。

協力者の指定・支援

私立専門学校

経済的に修学困難な生徒 (協力者)



【経済的支援の要件】

- ・ 経済的に修学困難 (生活保護世帯及びそれに準ずる世帯)
- ・ アンケート等への協力
- ・ 職業目標達成に向けた講義等の受講・成果報告

報告

【支援対象の生徒が在籍する専門学校の要件】

- ・ 生徒への学校独自の授業料等減免の実施
- ・ 専門学校が実施する授業料等負担軽減に関する情報の公開
- ・ 質保証・向上に関する取組 (学校評価) 等

専門学校生への修学支援の推進

学校が抱える喫緊の課題等に対応する教職員指導体制の充実

貧困による教育格差の解消のための教職員等の指導体制の充実のため、加配定数を措置。
(平成27年度から開始)

〈義務教育費国庫負担金〉平成28年度予算額：1兆5,271億円の内数（対前年度 13億円）

貧困による教育格差の解消のための加配定数：[H27]100人 [H28] 150人（+50人）

加配教員を活用した教育格差解消に向けた取組

実態把握・要因分析

個別の学習計画作成

学力低位層生徒の個別学習指導計画の作成
学習の妨げになっている家庭内の要因について、アンケート等により実態把握をするとともに、児童や保護者との教育相談を実施

学校におけるきめ細かい指導



放課後に学習方法等についての学習相談の実施
学力低位層生徒を対象とした放課後学習会の実施
朝学習の補助、授業への入り込み補助、抽出による補充学習の運営、長期欠席等進度に遅れのある児童への補充学習

家庭学習のサポート

家庭学習ノートの取組の放課後指導
長期休業中における学習サポートの実施

学習の定着・学力の保障